

株式会社ユニマツトプレシヤス  
代表取締役会長兼社長 高橋 洋二 様  
「石垣リゾート&コミュニティ」ご担当者様

2026年3月26日

アンパルの自然を守る会	共同代表 島村賢正 藤本治彦
石垣島エコツーリズム協会	会長 谷崎樹生
一般社団法人 JELF（日本環境法律家連盟）	理事長 弁護士 島昭宏
一般社団法人日本魚類学会	会長 今村央
いのちと暮らしを守るオバーたちの会	代表 山里節子
沖縄県退職教職員会八重山支部	支部長 宮良純一郎
カンムリワシの里と森を守る会	会長 東山盛敦子
カンムリワシ・リサーチ	代表 渡久山恵
公益財団法人世界自然保護基金ジャパン（WWF ジャパン）	会長 末吉竹二郎
公益財団法人日本野鳥の会	理事長 遠藤孝一
軟体動物多様性学会	会長 中野智之
日本湿地ネットワーク（JAWAN）	代表 牛野くみ子
八重山ネイチャーエージェンシー	代表 高木拓之
我が一やいまの自然環境を考える会	会長 宮城礼子

（以上、五十音順 団体印省略）

#### 要請書

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

貴社が沖縄県石垣島で計画を進められているゴルフ場付きリゾート事業「石垣リゾート&コミュニティ」（以下「本件事業」）に対しては、127ヘクタールという広大な事業用地にラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）登録湿地である名蔵アンパルの水源地や国の特別天然記念物カンムリワシの生息地が含まれ、大量の地下水くみ上げによる水位低下・塩水化、農薬等を含む排水による水質・海洋汚染によって、絶滅のおそれの高い石垣島固有の淡水魚イシガキパイヌキバラヨシノボリや甲殻類ヤエヤマヤマガニ・巻貝ウラウチコダマカワザンショウ等の希少野生生物が生息する周辺河川・水域、また貴重なサンゴ礁が残されている名蔵湾など、国際的に貴重な石垣島の自然環境・生物多様性を大きく損なうことが強く懸念されることから、各団体・学会が合同で、その見直しを繰り返し要請してまいりました。本件事業に関して実施された沖縄県条例に基づく環境影響評価手続き（以下「条例アセス」）においては、沖縄県知事の70件に及ぶ指摘事項のうち、名蔵アンパル・名蔵湾への影響に関する調査、カンムリワシの生息調査、地下水くみ上げの影

響に関する調査などの重要な複数の項目について、貴社は「影響は軽微」等と断じて応じないまま、建設工事を断行されようとしています。また、本件事業の実施のために、事業用地内と周辺に位置する石垣市民の森の一部や農道・里道が廃止されるなど周辺地域への負担が大きく、また事業用地内に琉球王朝時代の遺跡や太平洋戦争中の戦跡の存在も確認されていることから、事業用地周辺で営農や利用が妨げられる住民や農業従事者からは、計画が公表された 2015 年当初から強い反対があり、本件事業に対する複数の訴訟や行政不服申立が係属中です。

もし貴社が本件事業を現行の計画のまま実施されるならば、観光や農業・水産業など地域の主要産業を支える貴重な自然環境や文化財に取り返しのつかない損失が生じ、また周辺地域とのあつれきが発生することが明らかです。このような状況での本件事業の実施は、昆明モントリオール生物多様性枠組として国際的に合意され、日本の国家戦略にも掲げられ、企業にも今その実施が強く求められているネイチャーポジティブ社会の実現に逆行するものであり、また国連の持続可能な開発目標（SDGs）（水資源、陸域・海域の自然資源の保全に関する No. 6, 14, 15 Goals 等）の達成を著しく阻害する行為といわざるを得ません。

貴社による本件事業に関する各申請に対し、昨年、沖縄県から都市計画法に基づく開発許可、農地法に基づく農地転用許可、森林法に基づく林地開発許可が出されたことを受け、私たちは、広範囲にわたる開示公文書の分析を行い、各許可に伴って貴社に現時点で義務付けられている調査や事前工事等の具体的な内容や審査における貴社の対応状況といった事実関係を確認いたしました。これらの結果を踏まえ、改めて下記の事項について要請いたします。

本件事業は、着工の準備が進められている現地では多くの石垣市民から心配の声が上げられており、また上記の連名団体・学会をはじめとする各専門家から深刻な懸念が指摘されており、社会的な影響の大きい開発案件であることから、貴社におかれましては、下記の要請事項に対し、可及的速やかにご回答頂ければ幸甚です（現況に鑑み 4 月半ば頃までのご回答を希望いたしますが、難しい場合はいつ頃までに可能かお知らせください）。何卒よろしくお願ひ申し上げます。

謹白

## 記

### 1 カンムリワシの生息地保全に関して

カンムリワシは、日本国内では石垣島と西表島だけに生息し、国の特別天然記念物で種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）に基づく国内希少野生動植物種に指定されている、絶滅のおそれが高い、沖縄県八重山の自然を象徴する希少な野生動物です。石垣島に生息する推定個体数は約 110 個体（2012 年 3 月環境省調査）で、本件事業に関して貴社が作成された環境影響評価書（2021 年 10 月）（以下「評価書」）においても、事業用地内に 13 個体 4 ペアの生息が報告されています。

しかし、貴社が条例アセスで実施したカンムリワシの生息調査は、沖縄県知事からの指摘

や石垣市民・各団体からの要請にもかかわらず、事業用地の一部でのみ実施され、未だ事業用地全域や餌場となる周辺地域での生息調査は実施されていません（資料1：2022年3月18日付け沖縄県環境部作成の知事等四役宛て報告書）。また、評価書では「発見には至っていない」と報告されたカンムリワシの営巣についても、条例アセスの手続き終了から7か月後の2022年4月に実施された調査の結果、事業用地内でカンムリワシの営巣が確認されています（資料2：2022年5月10日付け沖縄環境経済研究所から貴社・石垣市文化財課宛て電子メール）。また評価書に記載されているカンムリワシ生息地への具体的な影響回避・軽減策は、工事中のロードキル防止やホテル棟の夜間照明の向きなどに留まり、極めて不十分な内容となっています（資料3：2023年8月3日付けWWF ジャパン作成「環境アセスを意義あるものにするために～石垣島ゴルフリゾート計画に対する学会・団体による合同記者会見」、日本野鳥の会の報告）。

また、事業用地の大部分を占める優良農地の農地転用を可能にすることを目的として、貴社は、地域未来投資促進法（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律）対象事業の申請をされ、2022年3月、環境保全措置など3つの知事意見付きで知事同意を受けています。この知事同意は、同法に基づいて2020年9月25日に国が同意した本件事業に関する「基本計画」を遵守することが前提条件となっており、この「基本計画」では、「石垣市の魅力である自然環境や景観の保全に十分留意しつつ土地利用が行われる」こと、「対象区域の周辺である名蔵アンパル一帯・於茂登岳一帯をはじめ、優れた自然環境を形成している水面や森林等については、積極的に保全するとともに、市民の余暇活動や環境学習の場等としての有効利用を一層進める計画とする」こと、また「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」として、「環境に対する負担を極力少なくすることにより、自然と共生した良好な環境の保全に配慮する」こと、「多様な野生動植物やサンゴ礁等の生息・生育地に対し、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、沖縄奄美自然環境事務所及び沖縄県の自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分に配慮する」と表明されています（資料4：石垣市等作成「基本計画」）。条例アセスでも確認されている事業用地内のカンムリワシの生息状況に鑑みれば、本件事業の実施にあたり、基本計画に記載されている「沖縄奄美自然環境事務所」（環境省）と「十分調整を図」ることは必須ですが、環境省によれば（直近では2025年7月に同省へヒアリング）、貴社から本件事業の実施に関する連絡・相談は未だ受けていないとのことでした。

都市計画法に基づく開発許可（以下「開発許可」）に関する沖縄県「ゴルフ場の開発事業に関する指導基準」（以下「ゴルフ場指導基準」）では、申請事業に対し、天然記念物の「生息及び生育を妨げるものでないこと」、開発市町村長との間で「文化財の保護及び自然環境の保全」「良好な地域環境の保全に必要な事項」について開発協定が締結されることを求めており、貴社は、2023年2月9日付け高橋洋二会長と中山義隆石垣市長との二者間で開発協定を締結されています（資料5：2023年2月9日付け開発協定書）。この開発協定書の第2条で、貴社は「事業の施行にあたり、環境保護関連法令を遵守するとともに、沖縄県環境影響評価条例における沖縄県知事からの意見について誠実に対応することにより、石垣市の自然環境の保

全に努める」ことを約定されています。しかし、関連する公文書の子細を確認しましたが、上記の極めて不十分な評価書記載の対策の他には、カンムリワシの生息に関する調査範囲の見直しや本件事業の工事中また施設供用中における具体的な生息地への配慮策について検討された事実は確認できませんでした。かかる貴社の対応状況からは、開発協定書は、専ら開発許可に必要な書類として作成・提出されたに過ぎず、実施が伴っていない空約束と言わざるを得ません（開発協定書の他の約定についても実施が伴っていないことについては、各項目において後述いたします）。

よって、貴社に対し、カンムリワシ保全のため次の対応を要請いたします。

1-1 事業用地の全域と採餌場所を含む周辺地域におけるカンムリワシの生息状況、年間を通じた繁殖を含むライフサイクルに係るカンムリワシの生態・利用エリアに関する科学的調査を実施すること。

1-2 工事実施中のカンムリワシの生息に対する影響回避・低減措置の内容を策定・公表すること。特に、事業用地内やその周辺の採餌場所でカンムリワシの営巣が確認された場合には工事を中断すること。その中断の具体的な基準・手順について、策定・公表すること。

1-3 施設供用後のカンムリワシの生息に対する影響回避・低減措置の内容を策定・公表すること。特に、事業用地内やその周辺の採餌場所でカンムリワシの営巣が確認された場合など、施設の営業を停止する具体的な基準と手順について、策定・公表すること。

1-4 本件事業によるカンムリワシ生息に対する影響回避・低減措置や施設利用による攪乱防止策、その効果を判断するための工事中から施設供用中に至るまでの事後調査や継続的な監視・モニタリングを計画・実施・評価するための専門家による会議体を設置し、本件事業によるカンムリワシ生息に対する影響を継続的にモニタリングできる体制を至急構築すること。

## 2 本件事業の給水計画、特に大量の地下水汲み上げの影響に関して

本件事業では、ゴルフ場、複数の宿泊棟、プール等で構成される複合型リゾート施設を運営するため、1日当たり約1000トンの水を消費し、その約7割（1日当たり678トン）を地下水で賄う給水計画となっています。かかる大量の地下水汲み上げは、下流の名蔵アンパルと周辺水系の水量を減少させ、水位低下・濁水化・塩水化を招くことが強く懸念されます。また、周辺の農業従事者による水利用も妨げられることから、複数の農業者から農振法（農業振興地域の整備に関する法律）に基づく異議申立てや訴訟が提起されています。

名蔵アンパルは、2005年にラムサール条約に登録され、日本の鳥獣保護区・特別保護地区と西表石垣国立公園・特別地域に指定されています。八重山の民謡「アンパルヌミダガーマユンタ」にも登場する多種多様なカニ等の甲殻類や魚類など水生生物の宝庫であり、石垣市の鳥であるカンムリワシをはじめとする鳥類の貴重な餌場となっています。その河口域に広がる干潟やマングローブは、地元の小・中学校生や観光客の環境教育や自然体験の場として長年使用されています。

このアンパル干潟とマングローブ林は、名蔵水系とバンナ・前勢岳を水源とする水系で維持されており、後者には、事業用地を通る小河川ウガドゥカーラ・トゥンタカカーラが含まれます。この事業用地から名蔵アンパルへ連なる水系には、石垣島の固有亜種で沖縄県希少野生動植物保護条例（以下「県保護条例」）に基づく指定希少野生動植物種に指定されているイシガキパイヌキバラヨシノボリや、リュウキュウタウナギなど絶滅のおそれのある希少な淡水魚類の生息が確認されています。本件事業で予定されている1日当たり約700トンの地下水くみ上げにより、名蔵アンパル水系における流量低下と渇水化・塩水化が生じ、河口域の干潟の消失やこれら希少魚類の絶滅が懸念されています（資料6：2022年1月28日付け日本魚類学会の要請書）。

地下水くみ上げの影響について、貴社は、条例アセスにおいては、県知事から調査を求める指摘を受けていたにも関わらず、塩水化等の予測・評価を実施されていません（資料1）。

ゴルフ場指導基準では、申請事業に対し、「開発区域内又は隣接地域内の河川その他の水路については、原則として開発後においても従前の流量が安定的に維持され、水路及び下流の水利施設等の機能に支障がないよう措置すること」、「新たなボーリングによる地下水の取水を行う場合は、周辺地域の地下水源に影響が生じないように留意すること」を求めています。本件事業の開発許可の審査においては、絶滅危惧種イシガキパイヌキバラヨシノボリの繁殖場所として唯一明らかになっているウガドゥカーラの水量も開発後は低下するなど、周辺河川の流量減少・水位低下が実際に生じることが報告されており（資料7：貴社作成「開発前後の雨水流量の比較」、資料8：沖縄県作成「令和6年11月19日付け協議結果」）、上記の学会等の懸念を裏付ける結果が示されています。

本件事業の農地転用許可においても、地下水くみ上げの影響は重要な審査事項とされ、県（農政経済課）から貴社に対し、次のような照会が繰り返し行われました（資料9：県作成「石垣ゴルフリゾート地下水関連確認事項」）。

（沖縄県から貴社に対する照会事項・抜粋）

・「地下水を定期的にくみ上げることにより、塩水化や地盤沈下の影響をどのように判断しているのか」

・「給水計画が本対象事業地周辺の営農に支障を及ぼさないと判断した理由を示すこと」

・「『一部農家は河川を農業用水として利用している』事実があるようですので、河川と地下水の関連性についても言及し、整理すること」

・「『水位低下したら揚水を中止する』ということについて、現実的にそのようなことができるか疑問である。給水に係る地下水依存の程度を考慮すると、揚水中止＝営業停止という認識です」

・「『地下水の塩水化、枯渇の兆候がみられた場合の措置』について→当該兆候が見られた場合に措置を開始するのでは、時期を逸している。（兆候が見られた時点とは、塩水化の初期症状が既に始まっているおそれがあり、原状回復が難しい性質を考慮すると、兆候が見られないようにすること自体が大切である）」

これを受けて、貴社は、(1) 工事中・施設供用中を通じて、地下水位・水質の継続的なモ

ニタリング（日毎、毎月、3か月毎の調査、年1回報告）を実施すること、(2) 異常が見られた場合は揚水を停止し、原因究明・対策を実施すること、その場合、(3) 代替の方法（①受水槽の設置、②地区内に新たな井戸設置、③市の上水道の利用料拡大、④海水の淡水化）により水を調達することを報告し（資料10：貴社作成「地下水取水による周辺地域の営農への影響について」）、農地転用許可を受けています。

しかし、資料10記載の貴社の計画には、以下のように根本的な問題があります。

第一に、資料9の県の照会にもある通り、(1)のモニタリング調査によって(2)の異常（この数値の設定自体にも問題があることについては、後述）が見られた場合、リゾート施設を営業中に「揚水を停止」することは現実的ではないと考えられます。また(3)の代替の水調達方法についても、開示公文書の子細に確認しましたが、貴社が実際に検討・準備されている事実は確認できず、専ら農地転用許可を得るための、実現可能性を伴わない形式的な報告と言わざるをえません。

第二に、(3)の代替策については実際に検討・準備されている事実が確認できていませんが、この内容自体についても、実施可能性に大いに疑問があります。水位低下等が見られた場合、同じ帯水層に位置する地区内に新たな受水槽や井戸を設置することは論外であり、また石垣市内では近年水不足による断水等が発生している状況において、本件事業のための市の上水道からの利用増は現実的ではなく、また市民の暮らしに支障を来しかねません。④の海水の淡水化については、貴社にて準備・検討されている事実がうかがえず、代替策として機能することは期待できない状況です。

第三に、貴社が作成された資料10の調査やモニタリングにおける異常値の設定には、科学的な誤りがあります。「不透水層である沖積層」として流水方向を予測していますが、一般に沖積層は不透水層と帯水層が混在することが多い地質です。また、地下水層と海水の連続性を過小評価していますが、推定断面図において不透水層が海水面より低い位置にあることから、海水との連続性は明らかです。この状況では閉鎖的な地下水盆の形成は考えられず、塩水化リスクの評価は必須といえます。塩水化リスクの評価としては水位に伴う電気伝導度の変化の測定、また、電気探査法により地下水層の垂直・水平構造を把握し、地下水収支に基づく安全揚水量の再評価が必要です。前者は再度揚水試験を行うと共に測定するのみで、後者の調査は黒島や西表島でも実施されていることから、どちらもごく一般的な調査といえます。しかし、貴社は、このような基本的な調査すら実施されていません。

また、モニタリング計画において電気伝導度の基準値が不適切です。「電気伝導度が1,000mS/mを超えた場合」に対応するとしています。事業地を流れるウガドゥカーラの電気伝導度は35.9mS/m（東田2020：八重山諸島の水資源（南山舎），104p）、波照間島の海岸湧水382mS/m（東田1993：沖縄県波照間島の地下水の水質、工業用水、418(7)15-34）であるため、1,000mS/mを超える時点では、既に深刻な塩水化が進行している状態と考えられます。

また、「水位の低下」については、定義が曖昧であり、過去何年分のデータと比較するのか、平均値をどの期間で区切るのか、平均水位の何cm低下を「低下」と判断するのか、いずれも定められておらず、基準として機能していません。

よって、貴社に対し、本件事業の給水計画に関して、次の対応を要請いたします。

- 2-1 石垣島を含む島嶼部における水資源の逼迫状況に鑑み、本件事業で使用する水の全量を減少させること。
- 2-2 (必要な調査) 地下水流動を適切に把握するための地下水トレーサー試験の実施、塩水化のリスクを評価するための揚水試験における水位降下と連動した電気伝導度の測定、電気探査法により地下水層の垂直・水平構造を把握し、地下水収支に基づく安全揚水量の再評価を実施すること。
- 2-3 (モニタリング基準値の見直し) 電気伝導度の対応が必要となる基準値をウガドゥカーラの通常値の約2倍である70mS/m程度に再設定すること。
- 2-4 資料10で貴社が実施するとしている地下水位・水質の継続的なモニタリング(日毎、毎月、3か月毎にそれぞれ実施し、年1回報告)体制を明らかにすること。また、このモニタリング結果を、市民が閲覧可能な状態で公開すること。
- 2-5 地下水位・水質のモニタリングの結果、異常が感知された場合に、工事や営業を中断する手順・フローを作成・公表すること。
- 2-6 貴社が各許可申請において提出している水調達の代替策である「上水道の利用拡大」「海水の淡水化」の準備状況を明らかにすること。

### 3 本件事業の排水計画、特に名蔵アンパルへ注ぐ河川と名蔵湾への排水に関して

本件事業では、ゴルフ場を維持管理するため、ネオニコチノイド系殺虫剤であるチアメトキサムを含む複数種類の農薬を継続して使用することが計画されています。ネオニコチノイド系殺虫剤は、特に昆虫類や甲殻類への毒性が高いことが知られており、これらを餌資源とするカンムリワシ等の鳥類や名蔵湾・名蔵アンパル水系に生息する魚類などの希少な野生生物の生息に深刻な影響を及ぼすことが懸念されています(資料3、日本甲殻類学会の報告)。

開発許可の審査においても、事業用地からの排水は、「プールや浄化槽処理水に含まれる残留塩素、濁水処理施設で使用する凝集剤、農薬、肥料が含まれる水」であることが前提とされています(資料11：令和6年6月13日付け都計法32条協議)。貴社が開発許可申請のため提出した文書により、この農薬等の汚染物質が含まれる水が、名蔵アンパルと名蔵湾へ排出される計画であることが明らかになりました(資料12：貴社作成「排水経路図」「流域図(計画後)」)。資料12に記載された5つの排水ルートのうち、Aは名蔵湾への流入口へ、Eは名蔵アンパルへ注ぐトゥンタカカーラ(資料12では「ペンサン川」と記載)へ排水する計画となっており、それぞれカルバート等を用いた新たな排水設備の工事が予定されています。

名蔵アンパルの河口域には、オヒルギ、ヤエヤマヒルギ、ヒルギダマシ、ヒルギモドキ、マヤプシキといった複数の樹種から成る広大なマングローブ林が形成されています。名蔵湾の海域と名蔵アンパルを構成する汽水・淡水域は、多種多様な魚類の生息地となっています。干潟とその周辺には、八重山地方の固有種で県保護条例に基づく指定希少野生動植物ヤエヤママガニや、2024年に新種として発表された固有種の巻貝ウラウチコダマカワザンショウなどの希少な甲殻類・貝類の生息が確認されています。その汽水域は、高付加価値の有用海

藻として利用が期待されているスーナ(クビレオゴノリ)の貴重な生育地にもなっています。また、同じく事業用地からの排水が流入する名蔵湾には、特有のカルスト地形による貴重なサンゴ礁が残されており、2024年に新たに国立公園に指定されています。名蔵湾のサンゴ礁生態系には、マクブ(シロクラベラ)やハマフエフキ(タマン)をはじめとする水産価値が高い魚の稚魚が生息しており、そのアマモ場は天然モズクの重要な漁場となっています。資料12に記載された排水先Aに面した沿岸域では、アーサ(ヒトエグサ)の養殖や製塩が行われています。名蔵湾は、ダイビングなどマリンレジャーも盛んで、重要な観光資源にもなっています。

このように名蔵アンパルの干潟や名蔵湾のサンゴ礁生態系は、生物多様性を保全する上で重要であるだけでなく、地域経済を支える重要な場所にもなっています。本件事業に由来する海洋汚染による汽水・沿岸域やサンゴ礁生態系の損失は測り知れませんが(資料3、日本サンゴ礁学会の報告)、貴社は未だその影響調査を実施されていません。

また、事業用地は前勢岳北側の傾斜地となっていることに加え、八重山地方で近年頻発している豪雨などの影響も考慮すれば、建設工事・施設共用に伴い、大量の土砂・赤土等が周辺地域や水系へ流出することが見込まれます。これらの農薬や赤土等の流入による名蔵アンパル・名蔵湾の自然環境や周辺農地への影響が強く懸念されます。

ゴルフ場指導基準では、事業者に対し、「農薬を使用しない計画又は可能な限り農薬を節減した施設計画とする」ことを求めており、各団体・学会も、事業用地の立地に考慮すれば、農薬の使用を抑制する必要があることを繰り返し要請してきました。しかし、本件事業において、無農薬の計画について検討された事実は確認できませんでした。

また、事業用地内のウガドゥカーラの沢をまたぐ既存道路(農道)の橋が崩落したことから、新たにこの上流側に道路を敷設する計画も明らかになりました。ウガドゥカーラは、絶滅危惧種インガキパイヌキバラヨシノボリの繁殖場所として唯一明らかになっている水域であり、この工事による沢の改変は回避するべきであることが日本魚類学会等から指摘されています(資料3、日本魚類学会の報告)。

これら各工事の具体的内容については、貴社の要請により大部分が非開示(除外または黒塗り)となっていますが(資料13:令和7年8月12日付け公文書部分開示決定通知書。この非開示決定に対しては、行政不服申立中)、これらのウガドゥカーラの沢の道路敷設や排水設備の工事に対しては、条例アセスで影響の調査・予測が実施されておらず(資料14:令和5年2月9日付け沖縄県副知事回答・項目8(2))、河川改変や赤土流出による周辺環境に対する影響について、新たに条例アセスを実施し、周辺住民へ説明することが求められます。

赤土・土砂の流出については、事業用地に隣接する農園等において、既に被害が発生しています(資料15:2026年1月16日付けあやばに農園作成の報告書(土砂流入等の状況))。また過去にも、事業用地周辺では、排水先に隣接する県動208号線の交差部分で溢水し、道路が冠水する被害が発生しています(資料16:平成28年12月7日「供覧」)。貴社が計画されている工事や施設供用が始まれば、この被害が拡大することが予測され、流出防止の対策を早急に講じることが求められます。

よって、貴社に対し、本件事業の排水計画や赤土土砂対策に関して、次の対応を要請いたします。

3-1 本件事業のゴルフ場を無農薬で運営・管理することを検討すること。それが難しい場合は、その理由を含む検討結果について、市民が閲覧可能な状態で公開すること。

3-2 名蔵湾・ペンサン川等への排水施設の新設工事の内容を明らかにするとともに、この新規工事について環境影響評価を実施し、その結果を公表すること。

3-3 ウガドゥカーラの上流における道路敷設工事の内容を明らかにするとともに、この新規工事について環境影響評価を実施し、その結果を公表すること。

3-4 事業用地から既に発生している赤土・土砂流出を防止する対策について、策定・公表すること。

#### 4 周辺地域の住民・農業従事者への影響と貴社の説明責任に関して

本件事業の実施に伴い、石垣市民の森の一部が貴社に提供されることで市民の利用が妨げられ、また周辺の複数の農道や里道が廃止されることが予定されています（資料17：公共施設管理者の同意書等）。

本件事業に関する地域未来投資促進法に基づく「基本計画」（資料4）には、「事業の実施等について、必要に応じてあらかじめ関係する地域住民に対して説明及び意見聴取を行い、地域住民の理解を得るための取組に努める」ことが定められています。本件事業による周辺地域への負担に鑑みれば、貴社は、周辺地区・住民に対して、特に丁寧な説明や同意取得を行うことが求められます。

しかし、貴社による本件事業に関する住民への説明・対応状況や情報開示の姿勢は、極めて問題があり、上記の基本計画の記載（資料4）にも反しています。

私たちは、本件事業に関して複数回の公文書開示請求を行ってきましたが、貴社は、市民に率先して説明するべき事項についても広範囲に非開示を求めてきました。貴社の求めによりいったん非開示とされた文書の一部は、非開示決定に対する行政不服申立てを受けた沖縄県情報公開委員会により、開示相当と判断され、開示されるに至っています（資料18：令和7年9月24日付け沖縄県情報公開審査会の答申）。貴社が非開示を主張している文書には、上記3の排水施設や河川周辺の道路敷設といった工事内容や、地域未来投資促進法の適用要件である地域への経済的効果に関するものなど、地域住民の利害に関わる、最も開示されるべき事項を含み、企業の情報開示の姿勢として大いに問題があります。

また本件事業に伴う農道・里道廃止についても、営農を妨害されることになる事業用地に隣接するあやばに農園に対し、同意書の提出を一方的に求めただけで、具体的な廃止状況やその必要性等について説明は全く行っておらず、同園は今も廃止に反対しています。また地下水等の利用状況のヒアリングにおいても、実際に使用している農業従事者を対象外とし、その結果として「本開発の地下水利用による影響はない」と結論付けており、恣意的かつ結論ありきの調査と言わざるを得ません。

よって、貴社に対し、本件事業の周辺地域への対応に関して、次の事項を要請いたします。

4-1 周辺河川や地下水の利用状況について、実際に利用している農業従事者を含めて再調査をすること。

4-2 本件事業に伴う里道・農道の廃止に同意していない農業従事者など周辺住民に対し、廃止の計画や必要性等について説明すること。

4-3 本件事業の自然環境や周辺地域への影響の大きさに鑑み、今後実施を予定している排水施設やウガドゥカーラ周辺の道路敷設等の工事の内容など開示を求められている情報を早急に公開すること。

## 5 景観の保全に関して

貴社は、開発協定書（資料5）の第3条で、「景観法その他関連する法令に基づき制定された市の計画や条例等の趣旨を理解し、地域文化に配慮した上で積極的に良好な景観の創造及び保全に努め」、「開発区域内の良好な景観を創出する観点から、区域内の建築物の高さ、位置、形態及び意匠、緑化等については、当該開発行為に係る関係個別規制法令等を遵守すること」を約定されています。

事業予定地は、石垣市景観条例に基づく景観保全地区（「自然風景域（八重山の山並地区）」）となっており、景観形成審議会が、建築物に対し意見を具申することが定められています。また、沖縄県景観形成基本計画では、事業用地が立地する石垣島の山並みについて、「美しい山並みや緑の稜線の風景の保全・回復等を図る」と定めています。そして、条例アセスの評価書では、本件事業によって、隣接する石垣天文台、名蔵大橋、エメラルドの海を見る展望台等から望む景観保全地区の景観が大きく改変されることが報告されています。また評価書では、「石垣市景観形成審議会と調整し、審議会の意見を踏まえながら事業を進め、可能な限り、景観保全に努める」とされていました。

しかし、石垣市景観形成審議会が、本件事業の計画に含まれる高層の宿泊棟等の建設計画の変更を求めたにもかかわらず、貴社が、景観形成審議会の意見に基づき計画を修正した事実は確認できませんでした。本件事業用地の周辺地区を含む八重山の伝統的な景観は、市民の貴重な資産であるとともに、石垣市の主要産業である観光業においても重要な資源であり、貴社に対し、景観形成審議会の意見を踏まえて、計画を見直すことを要請いたします。

## 6 光害に関して

事業用地の周辺には、用地から約250mの近距離に石垣天文台があり、また毎年ホテル観察に市民らが集う林地が隣接しています。現状牧草地である事業用地が、高層の宿泊棟やリゾート施設に改変される場合、光害によって、石垣天文台での星天観察会や市民らによるホテル観察が妨げられることが予測されます。

よって、貴社に対し、光害による周辺地区におけるこれらの活動への影響を回避する対策を策定・公表することを要請いたします。

## 7 文化財の保存に関して

貴社は、開発協定書（資料 5）の第 10 条で、「現在確認されている文化財等の取り扱いに関して、石垣市教育委員会と協議するもの」とし、「事業工事の施行中に新たに埋蔵文化財等の存在を確認した場合には、直ちに工事を中止して乙（石垣市）及び関係行政機関に報告し、その指示に従わなければならない」とされています。

事業用地内には、ハラツン岡遺跡の他にも中世のものと推測される土器・人骨等の遺物が、2025 年 5 月に新たに確認されています（沖縄タイムス同年 6 月 27 日記事、八重山毎日新聞同年 8 月 31 日記事、資料 19：平成 29 年 4 月 21 日付け石垣市教育委員会作成「文化財等の範囲確認のための試掘調査について（確認）」）。また、事業用地には、これらの遺物や遺跡がよく発見される琉球石灰岩の海岸段丘があり、本件事業ではゴルフコースのフェアウェイや道路等がこの段丘を横切る計画となっています。加えて、ウガドゥカーラの沢周辺の事業用地内には、太平洋戦争中に石垣市民の避難所などの戦跡があることも確認されています（資料 20：令和 3 年 5 月 19 日付け石垣市教育委員会作成「文化財等の有無の確認について（回答）」）。これらの遺物や遺跡、戦跡に加えて、未調査の海岸段丘については、工事に先立ち、考古学の専門家と石垣市教育委員会の担当職員による事前調査を実施した上で、保存のための必要な措置を講じることを要請いたします。

## 8 土地境界の紛争と必要な緑地帯が確保されていないこと

本件事業用地の一部について、貴社は当初予定していた土地の取得に至っておらず、また周辺住民・農業従事者との間で複数の土地境界紛争が発生しています。

石垣市から貴社に提供するとされている土地については、住民訴訟が提訴され、いったん市からの提供は撤回される予定となっています（資料 21：令和 7 年 9 月 26 日付け石垣市作成決裁書）。

また、貴社は、開発許可を受けた後の 2025 年 12 月、突如として、事業用地に隣接するあやばに農園の土地境界を争う旨、農園主らに伝達し、その主張する土地境界に一方的にポールを立て、水田に立ち入ることを妨害されています。この貴社が主張する土地境界は、事実と反するものとして、農園主らは争う意向を示しています。事業用地の他の場所においても、住民との間で土地境界の訴訟が係属中です。

また、ゴルフ場指導基準では「開発区域内の外周部には、原則として 40m 以上の幅を有する樹林地を配置すること」と定められていますが、貴社の計画図では、外周部が 40m に満たない箇所があります。

貴社に対しては、事業用地周辺での地域住民との土地境界紛争を早急に解消し、また基準で定められた樹林地（緑地帯）を設置することを要請いたします。

## 9 事業用地選定の理由に関して

貴社は、農地転用申請のため「農地転用に伴う用地選定理由書」を提出していますが、肝心の理由の部分为非開示としており、石垣市民や周辺住民にとって、事業用地の選定理由が不明なままとなっています（資料 22：貴社作成「農地転用に伴う用地選定理由書」）。上記述べた諸問題は、すべて本件事業の立地によって生じていると言っても過言ではありません。また、「〇〇から『も』」と記載されていることから、選定理由には本件事業の表向きの目的とされているゴルフ場付きリゾート施設建設以外の目的が記載されていることも推測されます。

そこで、貴社に対し、資料 22 に記載されている理由「〇〇（非開示）からも最適地である」という非開示部分を開示するよう要請いたします。

## 10 持続可能な観光の観点から

ネイチャーポジティブが国際合意と国家戦略となっている現在、各企業は、その事業活動における生物多様性に関わるリスクについて分析・公表し、それを回避・低減することが求められています。本件事業と関わりの深い観光業においても同様で、大手企業が TNFD（Taskforce on Nature-related Financial Disclosures）レポートを開示して、この取り組みを進めることを表明しており、「沖縄県」はその「優先地域」に選定されています（株式会社 JTB の 2024 年度 2025 年度 TNFD レポート）。今後の観光業においては、自社が取扱う宿泊施設・リゾート施設・ツアー等について、現地の自然環境や野生生物の生息地に対するリスク・影響を考慮することが主流となることが見込まれます。

沖縄県もまた、2023 年 3 月に策定された「沖縄観光推進ロードマップ」において、第 6 次沖縄県観光振興基本計画で定められた「目指すべき将来像」である「世界から選ばれる持続可能な観光地」の実現に向けて、「持続可能な観光地域づくりの追求」、すなわち「県民、観光客、観光業従事者が、自然、歴史、文化を尊重し、それぞれの満足度を高めるとともに、環境容量の範囲において観光産業の成長と維持を目指すことで、沖縄経済を最適に活性化させる」ことを県のミッションとして掲げており、それに基づく各施策を行っていくことを表明しています。

本件事業の目的は観光客誘致とされているところ、石垣市へのインバウンド観光客の多くを占める台湾で今年 1 月 30 日から 2 月 1 日までに一般向けに実施したアンケート調査（資料 23：台北市イベント来場者アンケート結果報告書）によれば、石垣島を訪問する目的について、回答者の約 4 分の 3 が「自然環境」と回答し、「ゴルフ場」との回答はごく少数に留まりました。また、本件事業の開発問題については 8 割の回答者が「知らなかった」と回答し、ゴルフリゾート開発に対する賛成はごくわずかで、反対の声が強いことが確認され、台湾語で回答された自由記述欄には、「自然環境が過度に開発されると、最終的には生態系が破壊される。どうか環境を大切にしてください。」「ゴルフリゾートは他の場所でも作れるが、石垣島の自然は一つしかない。」「地元の伝統、文化を尊重すべきです。開発はただの虚栄であり、自然を壊すだけです。」（日本語訳は我がや一まの自然環境を考える会作成）といった、

本件事業による自然破壊を懸念するコメントが多く寄せられました（資料 23）。

上記述べた通り、本件事業の現行の計画は、環境保全上また周辺地域との関係性について深刻な問題があり、持続可能な観光を推進する時代に逆行するものとなっています。今後、本件事業に伴う様々な環境問題や地元住民による反対がさらに周知されることによって、持続可能な観光を推進する事業者や国内外から訪れる観光客は、利用を回避することが予測されます。本件事業について貴社や石垣市が主張されている「経済効果」に関しては、コストを加味していないなど複数の根本的な問題がありますが（資料 24:2022 年 11 月 1 日付け WWF ジャパン作成「開発事業の『経済効果』を巡る問題点～石垣島ゴルフリゾート計画」）、このような国内外の動向に鑑みればなおさらのこと、本件事業の開発の正当性の根拠とされている地域への経済的な効果や付加価値の創出については、その実現可能性に大きな疑いを抱かざるを得ません。

本件事業が、観光業や農業をはじめとする石垣島の主要産業を支える、世界的に貴重な自然や生物多様性の価値、また市民の利益を損なうことがないように、貴社におかれましては、本要請に真摯に対応されることを求めます。

以上